

税制上の優遇措置

本学は東京都より「特定公益増進法人」の交付を受けていますので、本学へのご寄付に対して税制上の優遇措置を受けることができます。

個人の場合	<p>2,000円を超えるご寄付は翌年の確定申告の際、特定公益増進法人に対するご寄付として、「所得控除」を受けることができます。</p> <p>ご寄付いただいた方には、後日、領収書と特定公益増進法人の証明書（写）をお送りしますので、確定申告の際に所轄の税務署へご提出ください。</p>
	<p>「ご寄付の金額－2,000円」に課税所得に対応する税率を乗じた額を税額控除額として、その年の所得税額から控除することができます。</p> <p>対象となる寄付金額は、総所得金額等の40%が限度となります。</p>
	$(\text{寄付金額} - 2,000 \text{円}) \times \text{所得税率} = \text{寄付金控除額}$
法人の場合	<p>法人が本学にご寄付された場合、特定公益増進法人に対するご寄付として、当該事業年度の損金に算入することができます。</p> <p>詳細は山脇学園事務局までお問い合わせください。</p>